



IEC TC111（電気・電子機器、システムの環境規格）の活動状況について

環境部

IEC（国際電気標準会議）に、新しく環境に関するTC（専門委員会）を設立すべきとのイタリア提案を受け、2004年10月のIEC ソウル大会で「電気電子製品全体の環境技術課題を検討し、製品横断的な水平基準（horizontal standard）の検討を範囲（Scope）」とするTC111が設立されました。

幹事国をイタリア、国際議長を日本がつとめることとなり、当初、傘下にWG1、WG2、WG3の3つのWGを設置し、活動を開始しましたが、現在（2012年6月）では、次のようなTC111国内委員会体制で運営を行っています。今回は、この中からWG1、WG3、WG4の活動を紹介します。

WG1：含有化学物質開示手順

- ・ 2003年頃から電気電子製品に含まれる鉛や水銀などの有害物質を禁止する法律（例：

RoHS 指令）が欧州などで制定されていますが、企業にとって、コンプライアンス（遵法）は大変に重要な課題であります。

- ・ そして法律に違反しないことを調べるために、自社製品に有害物質が含まれていないかを調査する活動が国内外を問わず、広く業界で行われています。
- ・ この時に各社が使用する物質リストや調査フォーマットを国際的に標準化しようという取組みが、WG1の活動で作成を進めて来た「含有化学物質開示手順」という国際規格 IEC 62474であり、2012年3月、国際規格「IEC62474」を発行しました。
- ・ IEC62474に付帯する IEC データベース 62474の維持改定を迅速かつ定期的（年次基本）に進めるため、WG1のサブグループとして2011年3月に「国際 VT62474：IEC データベースの検証チーム」が編成され、現在13か国が参加し、化学物質リスト



